

沖縄振興特別措置法

(平成一四年三月三十一日法律第一四号)

一、提案理由(平成一四年三月一五日・衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会)

尾身国務大臣 沖縄振興特別措置法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

本年は、沖縄の本土復帰三十周年に当たり、新たな沖縄の振興に向けた取り組みの出発点となる歴史的な節目の年であります。自立型経済の構築が課題となっている中で、沖縄の特性を生かした産業の振興、沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置くとともに、世界的視野に立脚した科学技術の振興や国際化の推進等新たな分野を加え、今後の沖縄の発展の新しい制度的基盤ともいべき本法律案の策定作業を進め、ここに本法律案を提出申し上げる次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一は、沖縄振興計画の策定であります。

この計画は、内閣総理大臣が沖縄県知事の作成した案に基づき決定するものとし、産業の振興、職業の安定、教育及び文化の振興、科学技術の振興、福祉の増進等に関する事項のほか、圏域別の振興に関する事項について定めることといたします。

第二は、産業振興のための特別措置であります。

沖縄の基幹産業である観光の振興のために、観光振興計画の策定を初め、観光の利便性の増進、観光振興地域における施設の整備、環境保全型自然体験活動の推進、沖縄の観光振興のための免税、本土 沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置等を講ずることといたします。

また、新たな沖縄の基幹産業と期待される情報通信産業の振興のために、情報通信産業振興計画の策定を初め、情報通信産業振興地域制度の拡充、情報通信産業の集積の新たな牽引力となる情報通信産業特別地区の創設を行うことといたします。

さらに、沖縄の製造業等その他の事業の高度化のために、産業高度化地域制度の創設、自由貿易地域及び特別自由貿易地域制度の拡充を図ることといたします。

これらの措置に加え、銀行業、証券業等の金融業務の集積を図るための金融業務特別地区の創設、農林水産業の振興のための措置、電気の安定的かつ適正な供給の確保のための措置を講ずることといたします。

また、沖縄の中小企業の振興のために、中小企業経営革新支援法の特例等の措置を講ずるとともに、沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務等について必要な規定を設けております。

第三は、雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置であります。

沖縄の厳しい雇用情勢の改善に資するため、職業安定計画の策定を初め、地域雇用開発促進法に基づく地域の要件を沖縄において緩和する等の措置を新たに講ずるとともに、沖縄失業者求職手帳の発給、雇用・能力開発機構による失業者の再就職の促進等の措置

を引き続き講ずることいたします。

第四は、文化、科学技術の振興及び国際協力等の推進であります。

沖縄固有の文化的所産の保存及び活用等文化の振興に関する施策の推進を図るほか、沖縄における科学技術の振興を図るため、研究開発の推進等必要な措置を講ずるとともに、国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置く大学その他の教育研究機関の整備、充実等必要な措置を講ずることにより、国際的視点に立った科学技術の水準の向上に努めるものとしております。その他、国際協力及び国際交流の推進のため、必要な措置を講ずることいたします。

第五は、沖縄の均衡ある発展のための特別措置であります。

沖縄における離島等の地域の振興を図るため、無医地区における医療の確保、離島における高齢者の福祉の増進、交通の確保、離島の小規模校における教育の充実、離島の旅館業に係る課税の特例等の措置を講ずることいたします。

第六は、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置であります。

沖縄における駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則を明らかにすることとし、大規模振興拠点駐留軍用地跡地及び特定振興駐留軍用地跡地の指定等の手続を定めるとともに、大規模跡地給付金及び特定跡地給付金の支給の措置を講ずることいたします。

第七は、沖縄振興の基盤の整備のための特別措置であります。

沖縄における社会資本の整備のために、沖縄振興計画に基づく事業について、国の負担及び補助の割合の特例等の措置を講ずることいたします。

第八に、沖縄振興審議会を設置することとし、その権限等について、必要な規定を設けております。

以上のほか、附則において、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に規定する酒税等に関する特例を五年間延長するとともに、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律について、本法律案の期限である平成二十四年三月三十一日限り特定の規定を除いてその効力を失う等の措置を講ずることいたします。

本法律案を新たな時代における沖縄の振興に関する確固たる指針とし、沖縄の自立的発展及び沖縄の豊かな住民生活の実現のために実効あるものとなることを期するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長報告（平成一四年三月二二日）

萩野浩基君 ただいま議題となりました法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、沖縄の特殊事情にかんがみ、沖縄振興計画の策定、観光、情報通信など各種産業の振興のための特別措置、文化、科学技術の振興及び国際協力等の推進、駐留軍用

地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置、国の負担または補助の割合の特例等、沖縄の振興を図り、沖縄の自立的発展に資するため、所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十三日本委員会に付託され、十五日尾身沖縄及び北方対策担当大臣から提案理由の説明を聴取し、十八日から質疑を行い、十九日には参考人の意見聴取を行いました。二十日質疑を終了し、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年三月二〇日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、今後の沖縄振興の推進に遺漏なきを期すべきである。

- 一 広大な米軍基地の存在等、沖縄を取りまく経済社会情勢にかんがみ、県民が安心して安全に暮らせることが肝要であり、米兵犯罪の根絶に努めるとともに、日米地位協定の見直しの検討をも含め、今後とも沖縄の負担軽減に全力を尽くしていくこと。
- 二 沖縄の自立を進めるため各地域制度等において、沖縄県が自主的に取組むことが出来るように努めるとともに、国の責任ある支援策を強化すること。
- 三 増大する水需要に対処し、水の安定供給を確保するため、多角的な水資源の開発を促進するとともに、環境に配慮しつつ、水の有効利用に努めること。
- 四 深刻化する交通渋滞を解消するため、引き続き総合的な交通体系の整備を図ること。
- 五 米軍施設・区域の整理縮小に引き続き取組み、その早期返還に努めるとともに、返還にあたっては環境に留意するよう求めていくこと。
- 六 新たな沖縄の基幹産業と期待される情報通信産業の今後の一層の集積及び発展のため、沖縄県内で同分野に積極的に取組んでいる沖縄の電気通信事業者の電気通信事業法に基づく支配的事業者への指定については、沖縄の特殊事情に配慮することとし、差し控えること。
- 七 依然として厳しい雇用情勢に対処するため、産業の振興を強力に推進するとともに、沖縄の実情に応じた雇用対策を積極的に推進し、教育・福祉分野への取組みを強化すること。
- 八 地元からの強い要請のある戦後処理等の諸問題について改善を検討すること。
- 九 赤土流出等沖縄に固有の環境問題に対して重点的な取組みを行うこと。
- 十 事業評価を進め、結果を公表するとともに、その手法を新法の振興計画にも盛り込むこと。

三、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長報告（平成一四年三月二九日）

佐藤雄平君 ただいま議題となりました沖縄振興特別措置法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本年は、沖縄が復帰して三十年になる節目の年であります。

去る三月二十二日に当委員会に付託されました本法律案は、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与するため、これまでの沖縄の振興のための諸般の特別措置の成果をも踏まえ、新たに沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、これに基づく事業を推進するなどの特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を更に一層図ろうとするものであり、平成十四年度から十か年を目途とする沖縄振興計画の策定、観光や情報通信産業など各種産業の振興のための特別措置、雇用の促進、人材の育成など職業安定のための特別措置、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置、国の負担又は補助の割合の特例等について定めたものであります。

委員会におきまして、本法律案と現行沖振法との相違点、これまでの三次にわたる振興開発計画とその実績の評価、観光リゾート産業や情報通信産業の振興策、金融特区の対象業務、沖縄における新大学院大学の構想、赤土等流出による環境被害の対策、沖縄産品の物流コスト低減化への取組、沖縄経済モデルの構築、新たな産業振興の下での沖縄公庫の役割等についての質疑が行われました。

また、沖縄から三名の有識者を参考人として招き、新しい沖縄振興についての意見を聴取し、質疑を行いました。

以上の詳細は会議録によって御承知願います。

本日、質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し各派共同提案による九項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年三月二九日）

政府は、本土復帰三十年を迎える沖縄が、現在もなお厳しい経済社会情勢にあることにかんがみ、沖縄の特性をいかした産業の振興や沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置いた取組を、沖縄県や民間セクター等とも連携して積極的に進めるとともに、特に、次の諸点に配意して、適切な施策を講ずるべきである。

- 一、沖縄の自立型経済構築のため、各種の産業振興制度の運用に当たっては、沖縄県が自主的な取組を強化することができるようにするとともに、国の責任ある支援策を継続すること。
- 二、依然として厳しい雇用情勢に対処するため、雇用の積極的な創出に向けた産業の振興に全力を尽くすとともに、沖縄の実情に応じたきめ細かな雇用対策を推進すること。
- 三、沖縄の産業振興及び住民生活の向上のため、総合的な交通体系の整備や水資源の確保など、引き続き必要な社会的資本整備に取り組み、その充実に努めること。
- 四、沖縄の貴重な自然を守るため、開発に当たっては、環境の保全に十分配慮すること。

特に、赤土等流出による環境被害については、引き続き発生源対策等を強力に推進し、その防止に努めること。

五、沖縄がアジア太平洋地域における我が国の国際協力・国際交流の拠点の一翼を担うよう、配慮すること。

六、事業評価等を積極的に行い、その結果を公表するとともに、沖縄振興計画にもその手法等を盛り込むこと。

七、米軍施設・区域の整理縮小と基地の環境問題に引き続き取り組み、その早期返還に努めるとともに、米兵による事件・事故の根絶に努め、日米地位協定の見直しの検討をも含め、今後とも沖縄の負担軽減に全力を尽くすこと。

八、沖縄における不発弾処理や旧軍飛行場用地など地元から強い要望のある戦後処理等の諸問題について引き続き検討すること。

九、沖縄の電気通信事業者の電気通信事業法に基づく移動通信分野の支配的事業者への指定については、事業者の全国的シェアの状況や沖縄における今後の情報通信産業の振興等の観点を中心に配慮し、慎重に対処すべきこと。

右決議する。